

令和3年(健)第102号

令和4年1月31日

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による家族療養費の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、両外反扁平足(以下「当該傷病」という。)の治療のため、両靴形装具B半長靴(以下「本件装具」という。)の購入に要した費用について、家族療養費の支給を申請した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)が、令和〇年〇月〇付けで、治療を目的として作製された装具ではないため、治療用装具として認められないとして、家族療養費を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、請求人の被扶養者であるA(請求人の子。以下「A」という。)が、当該傷病の治療のため、本件装具の購入に要した費用について、令和〇年〇月〇日(受付)、保険者組合に対し、家族療養費の支給を申請した。
- 2 保険者組合は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「健康保険の療養費として保険給付が認められるのは、治療を目的として作製された装具についてのみとなっております。本件装具は歩行困難の改善を目的としたものであり、治療用装具として認められません。」として、家

族療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 法による療養の給付は、法第63条第3項の規定により、厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局において、いわゆる現物支給としての療養の給付をなすことを原則としており、この療養の給付の補完的給付とされる現金給付としての療養費の支給については、法第87条第1項に「保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。」と規定されていることから、現金給付としての療養費の支給は、療養の給付等の範囲内のものに限られるのである。そして、この療養の給付等の範囲については、法第63条第1項に「被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。」と規定され、その第2号に「薬剤又は治療材料の支給」と規定されている。

なお、健保法第87条第1項の規定は健保法第110条第7項の規定により家族療養費について準用することとされている。

- 2 本件の場合、保険者組合が、前記「事実」欄第3の2記載の理由により原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点

は、本件装具の購入に要した費用が、治療用装具として認められないかどうかである。

第2 審査資料

(略)

第3 事実の認定及び判断

1 「略」

2 上記1で認めた事実に基づき、判断する。

上記1によれば、B医師は、Aには強い外反扁平足があり、成長に伴い程度が悪化し、歩行の不安定性も悪化しており、本件装具を装着することにより足部変形の悪化を食い止め、改善させ、歩行も安定する旨、また、足底装具（インソール）のみでは治療効果が十分に得られない旨説明しているところ、この説明を医学的に否定する内容の資料は提出されておらず、A（記録によれば、平成〇年〇月生である。）の年齢からみて、なお治療の効果はあるものと考えられる。

保険者は、長期にわたり靴型装具を装着しても外反扁平足が改善していないことから、本件装具は足部変形の予防及び矯正と歩行の安定を目的とした身体機能の補完の要素が強く、治療遂行上必要な範囲とはいえない旨主張する。しかし、本件装具を用いなければ、悪化の程度が更に進行するというのがB医師の説明の趣旨と解されるから、悪化の進行防止は、治療の効果と同様に評価できるものであるし、歩行の安定という目的が併存することは、治療目的であることを否定するものではない。

また、保険者は、外反扁平足の治療であれば、足底装具でよい旨主張するが、仮にそれが保険者の裁量の範囲に属するとしても、請求人については、長期にわたり反復して本件装具について家族療養費が支給されてきたことからすれば、請求人が引き続きその支給を受けられるものと期待して発注、購入するのも無理はないことといえ、少なくとも今回の請求について、発注、購入後に至って不支給処分を行ったことは、信義則上許されな

いというべきである。

3 以上により、本件装具の購入に要した費用は、療養費支給の対象と認められるべきであり、原処分は妥当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。